

【石垣市通所型サービスに関するQ&A】

令和4年5月時点

	NO	質問	回答
入浴介助加算について	1	入浴介助加算を算定するためには、届け出は必要ですか。	<p>保険者への届け出は必要となります。</p> <p>介護長寿課給付認定係まで、窓口かmailにて申請ください。必要な書類は、介護長寿課のホームページからダウンロードできます。</p> <p>届け出の受付は、毎月15日までとし、翌月から加算の算定が可能となります。</p>
	2	入浴支援を行うためには、計画書にサービスの位置づけは必要ですか。	<p>これまで通り、介護予防サービス・支援計画書、通所型サービス計画書でのサービスの位置づけは必要となります。</p>
	3	部分浴は算定可能ですか。	<p>部分浴、清拭は算定できません。</p>
	4	直接的な身体介助を行わなかった場合も算定可能ですか。	<p>入浴中の利用者の観察を含む介助を行う場合に算定されます。この場合の‘観察’とは利用者の自立支援や日常生活動作能力などの向上のための「見守りの援助」であり、極力利用者自身の力で入浴できるように必要に応じて介助、転倒予防の為の声掛け、身体状態の確認等を行うことです。結果として、身体に直接接する介助を行わなかった場合にも加算の対象になります。</p>
	5	利用者側の事情で入浴を実施しなかった場合も算定可能ですか。	<p>算定することはできません。</p>
	6	原則として、入浴は単位数に包括されているが、入浴介助加算が新設されることで、入浴を行わない場合は、減算となりますか。	<p>入浴については、平成18年度介護報酬改定のとおり、基本単位の中に算定されていますが、利用者の希望がなく入浴サービスを提供しなかったからといって減算することは考えていません。</p>
	7	入浴実績の記録は必要ですか。	<p>個別の活動記録等に入浴実績の記入をお願いします。(必要に応じ、保険者から提出を求められることがあります。)</p>

【石垣市通所型サービスに関するQ&A】

令和4年5月時点

	NO	質問	回答
請求について	8	回数請求できるのは何回までですか。	事業対象者・要支援1は「3回」まで 要支援2は「7回」まで となります。 ・サービスコードは、 事業対象者・要支援1は、 A61113 要支援2は、 A61123 となります。
	9	日割り請求を行うときはどんな時ですか。	①新規の利用で契約日が月途中の場合 ②短期入所を利用した場合 ③月途中でサービスが終了となる場合
	10	新規の利用で契約日が月途中の場合、日割りになりますか。	日割りになります。 契約書の契約日からの日割りとなります。 ・サービスコードは、 事業対象者・要支援1は、 A61112 要支援2は、 A61122 となります。
	11	短期入所を利用した場合、日割り計算になるのか。回数請求になりますか。	日割り請求になります。
	12	要支援2の方がアセスメントの結果、週1回の通所型サービス利用となったが、どのように請求すれば良いですか。	要支援2の支給区分での回数請求となります。 ・サービスコードは、 A61123 となります。

【石垣市通所型サービスに関するQ&A】

令和4年5月時点

	NO	質問	回答
休業について	13	新型コロナウイルス感染症により事業所が休業となった場合は、どのような請求になりますか。	振り替えができる場合は、振り替えを行い、利用回数に応じた回数請求か、月額報酬請求をしてください。
	14	利用者の都合や入院等で一日お休みとなった場合の請求はどうなりますか。	振り替えができる場合は、振り替えを行い、利用回数に応じた回数請求か、月額報酬請求をしてください。